



# 子育て世帯訪問支援事業



家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て中の家庭・妊婦・ヤングケアラーのいる家庭を訪問支援員が訪問して、家事・育児等を支援します。

## 支援内容

- ① 家事支援(食事の準備、後片付け、洗濯、掃除、買い物代行 など)
- ② 育児・養育支援(おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎 など)
- ③ 子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談・助言など

## ご利用 できる家庭

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、保護者に監護させることが適当でないと認められるもののある家庭
- ② 食事、生活習慣等について適当でない養育状態にある等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭
- ③ 出産後の養育について出産前において支援を行なうことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ 上記のほか、市長が特に支援が必要と認めた家庭



## 利用者負担



利用者の世帯区分	利用者負担額	
	基本料金 (1件当たり)	利用料金 (1時間当たり)
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市民税非課税世帯	0円	0円
3 市民税所得割額が 77, 101円未満である世帯	0円	0円
4 上記以外の世帯	930円	1,570円

※ 事業の実施にあたって必要となる食材、消耗品その他の経費に係る費用については、利用者の負担となります。

## 利用日と 利用時間

利用日 平日 月曜日～金曜日  
 利用時間 午前7時～午後7時  
 1回1時間以上2時間以内(年度内上限48回96時間)



<問い合わせ先> 深谷市 こども青少年課 児童相談係  
 TEL:048-551-4410(平日午前8時30分～午後5時15分)

## 利用方法



### 相談 面談・訪問

家事や育児に対しての不安や困りごとをご相談ください。担当者が面談・訪問等により事業の内容などを説明し、支援のためのプランを作成します。利用の意思を確認します。

### 利用申請 利用決定

利用希望の場合、利用申請書を提出、市で審査を行ない、決定通知書をお送りします。

<申請に必要な書類>

- ① 深谷市子育て世帯訪問支援事業利用申請書
- ② 世帯全員の所得証明書(所得課税証明書)

※本年1月1日に深谷市に住民票のある方で、市で税情報を確認できる方は不要。

### 支援調整

市と事業所で支援内容、曜日・時間帯等について調整します。調整した結果について、申請者にお伝えします。

### 訪問支援開始

決定した頻度で訪問支援員がご自宅に伺い、支援を開始します。

#### ★訪問をキャンセルしたい場合★

訪問支援を利用する日の直前の開庁日午後5時までにこども青少年課に連絡してください。午後5時以降の連絡または連絡がない場合にはキャンセル料がかかる場合があります。



<キャンセル連絡先>

こども青少年課 児童相談係

TEL:048-551-4410(平日午前8時30分~午後5時)